

報告事項① 令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について

(単位：千円)

区 分			令和4年度 決算見込額	令和3年度 決 算 額	比 較
入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,566,855	5,145,574	△ 578,719
		医療給付費分滞納繰越分	140,276	174,456	△ 34,180
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,461,922	1,340,957	120,965
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	37,194	46,657	△ 9,463
		介護納付金分現年課税分	566,168	572,747	△ 6,579
		介護納付金分滞納繰越分	21,303	26,671	△ 5,368
		計	6,793,718	7,307,062	△ 513,344
	2 使用料及び手数料		0	0	0
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	126	17,151	△ 17,025
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	78	39	39
計		204	17,190	△ 16,986	
4 県支出金	普通交付金	24,323,997	24,206,880	117,117	
	特別交付金	640,976	723,284	△ 82,308	
	健康増進事業補助金	77	69	8	
	計	24,965,050	24,930,233	34,817	
5 財産収入		2,769	2,385	384	
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,825,125	1,940,179	△ 115,054	
	一般会計繰入金	624,751	624,597	154	
	基金繰入金	1,034,905	162,257	872,648	
	計	3,484,781	2,727,033	757,748	
7 繰越金		100,677	105,079	△ 4,402	
8 諸収入		186,320	280,391	△ 94,071	
歳 入 合 計			35,533,519	35,369,373	164,146
出	1 総務費	総務管理費	379,175	383,933	△ 4,758
		徴税費	36,728	36,161	567
		運営協議会費	268	92	176
		計	416,171	420,186	△ 4,015
	2 保険給付費	療養給付費	20,931,594	20,902,134	29,460
		療養費	174,925	183,191	△ 8,266
		審査支払手数料	68,019	68,370	△ 351
		高額療養費	3,181,615	3,156,564	25,051
		高額介護合算療養費	2,935	2,644	291
		移送費	0	0	0
出産育児一時金		80,804	89,410	△ 8,606	
葬祭費		25,000	25,450	△ 450	
傷病手当金		3,856	567	3,289	
計	24,468,748	24,428,330	40,418		
3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	6,681,588	6,308,908	372,680	
	退職被保険者医療給付費分	0	0	0	
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,348,887	2,381,889	△ 33,002	
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	0	0	
	介護納付金分	852,769	832,685	20,084	
計	9,883,244	9,523,482	359,762		
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	188,995	187,823	1,172	
	保健衛生普及費	9,504	8,995	509	
	疾病予防費	92,076	87,481	4,595	
	計	290,575	284,299	6,276	
5 基金積立金		2,769	2,385	384	
6 公債費		0	0	0	
7 諸支出金		81,218	80,014	1,204	
歳 出 合 計			35,142,725	34,738,696	404,029
歳入歳出差引残高			390,794	630,677	△ 239,883

決算見込みの説明（歳入）

（単位 千円）

区 分	令和4年度 決算見込額	説 明
1 国民健康保険税	6,793,718	調定額 7,349,741 収入歩合 92.43%
医療給付費分（現年）	4,566,855	調定額 4,710,232 収入歩合 96.96%
医療給付費分（滞繰）	140,276	調定額 381,972 収入歩合 36.72%
後期支援金分（現年）	1,461,922	調定額 1,506,813 収入歩合 97.02%
後期支援金分（滞繰）	37,194	調定額 101,367 収入歩合 36.69%
介護納付金分（現年）	566,168	調定額 590,124 収入歩合 95.94%
介護納付金分（滞繰）	21,303	調定額 59,233 収入歩合 35.96%
2 使用料及び手数料	0	
3 国庫支出金	204	
災害臨時特例補助金	126	東日本大震災に係る一部負担金免除等に係る保険 税減免に対する国庫補助
社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	78	マイナンバーカードの健康保険証利用申込等を勧 奨するパンフレット・リーフレット等の作成・送 付に対する国庫補助
4 県支出金	24,965,050	
普通交付金	24,323,997	保険者給付費負担の交付金
特別交付金	640,976	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分142,099 特別調整交付金分178,766 県繰入金247,087 特定健康診査等73,024
健康増進事業補助金	77	
5 財産収入	2,769	国民健康保険基金利子
6 繰入金	3,484,781	
保険基盤安定繰入金	1,825,125	
一般会計繰入金	624,751	一定のルールに基づく一般会計からの繰入 未就学児均等割保険税軽減分17,368 福祉波及分82,524 出産育児一時金53,880 職員給与費等400,610 財政安定化支援事業70,369
基金繰入金	1,034,905	国民健康保険基金からの繰入
7 繰越金	100,677	前年度からの繰越金
8 諸収入	186,320	保険税延滞金、第三者納付金、返納金、弁償金、 保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金等
歳 入 合 計	35,533,519	

決算見込みの説明（歳出）

（単位 千円）

区 分		令和4年度 決算見込額	説 明
歳 出	1 総務費	416,171	
	総務管理費	379,175	職員人件費（38人） 236,316 嘱託報酬等（12人） 34,144 役務費 30,495 電算事務負担金 38,378 連合会負担金 29,849
	徴税费	36,728	賦課経費 9,399 徴税経費 27,329
	運営協議会費	268	
	2 保険給付費	24,468,748	
	療養給付費	20,931,594	一般分 20,931,594 退職分 0
	療養費	174,925	一般分 174,925 退職分 0
	審査支払手数料	68,019	診療報酬明細書審査支払手数料等
	高額療養費	3,181,615	一般分 3,181,615 退職分 0
	高額介護合算療養費	2,935	一般分 2,935 退職分 0
	移送費	0	
	出産育児一時金	80,804	193 件
	葬祭費	25,000	500 件
	傷病手当金	3,856	132 件
	3 国民健康保険 事業費納付金	9,883,244	
	一般被保険者医療給付費分	6,681,588	一般被保険者の医療給付費に係る納付金
	退職被保険者医療給付費分	0	退職被保険者等の医療給付費に係る納付金
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,348,887	一般被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	退職被保険者等の後期高齢者支援金等に係る納付金
介護納付金分	852,769	介護納付金に係る納付金	
4 保健事業費	290,575		
特定健康診査等事業費	188,995	特定健康診査委託料 169,870 特定保健指導委託料 1,882	
保健衛生普及費	9,504	保養施設利用補助（2,000円×1,058件） 2,116	
疾病予防費	92,076	人間ドック検診費補助金 日帰り（4,116件） 86,436 1泊2日（94件） 2,820 脳（104件） 2,808	
5 基金積立金	2,769	国民健康保険基金積立金	
6 公債費	0		
7 諸支出金	81,218	保険税還付金、返還金等	
歳 出 合 計	35,142,725		

被保険者数・療養諸費等に関する調べ

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者	被保険者数<年間平均>	82,427 人 (95.8%)	79,456 人 (96.4%)	78,024 人 (98.2%)	76,117 人 (97.6%)	72,924 人 (95.8%)
	世帯数<年間平均>	51,056 世帯 (97.3%)	49,869 世帯 (97.7%)	49,563 世帯 (99.4%)	48,946 世帯 (98.8%)	47,699 世帯 (97.5%)
療養諸費	金額	24,048,100 千円 (97.4%)	23,979,100 千円 (99.7%)	23,170,838 千円 (96.6%)	24,244,533 千円 (104.6%)	24,291,068 千円 (100.2%)
	1人当り費用額	291,750 円 (101.7%)	301,791 円 (103.4%)	296,971 円 (98.4%)	318,517 円 (107.3%)	333,101 円 (104.6%)
国保税	調定額 <医療給付費分:現年分>	5,697,459 千円 (97.8%)	5,560,089 千円 (97.6%)	5,427,081 千円 (97.6%)	5,302,319 千円 (97.7%)	4,710,232 千円 (88.8%)
	1人当り調定額	69,121 円 (102.1%)	69,977 円 (101.2%)	69,557 円 (99.4%)	69,660 円 (100.1%)	64,591 円 (92.7%)

※1 療養諸費は療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計額

※2 表中の下欄()は対前年比

報告事項② 国民健康保険被保険者証等の交付状況について

国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、被保険者資格の再確認を行うため、毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年更新で被保険者証等を交付しています。(令和4年度より、保険証と高齢受給者証の一体化に伴い更新時期が2か月前倒しとなりました。)

被保険者証等の交付状況

(単位：人数)

	令和3年度 (R3.9末)	令和4年度 (R4.7末)	<参考> 令和5年度更新時 (R5.7.10発送時点)
被保険者証	74,774 (98.17%)	72,995 (98.73%)	70,144 (98.91%)
資格証明書 ※1	240 (0.32%)	193 (0.26%)	83 (0.12%)
資格証明書世帯の 短期被保険者証 ※2	49 (0.06%)	30 (0.04%)	10 (0.01%)
短期被保険者証 ※3	1,101 (1.45%)	715 (0.97%)	680 (0.96%)
計	76,164 (100%)	73,933 (100%)	70,917 (100%)

※1 資格証明書

事業の休廃止や病気など、国保税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、1年以上滞納している世帯に被保険者証の代わりに交付。

医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となり、後日申請により患者負担分を除いた額が払い戻されます。

※2 資格証明書世帯の短期被保険者証

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、資格証明書世帯の高校生世代以下(18歳以下)の方に対し、有効期間6か月の短期被保険者証を交付。

※3 短期被保険者証

国保税を8か月以上1年未満滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するために、有効期間6か月以下の被保険者証を交付。

報告事項③ 特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため、市内指定医療機関における個別健診や各地域の保健センターなどで集団検診を実施しています。また、特定健診の審査結果に基づき、必要と認められる対象者に特定保健指導を実施しています。

●受診者の状況（法定報告数値 ※特定健診には人間ドック受診者数も含む）

区 分	令和2年度			令和3年度		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
特定健康診査	54,501	16,234	29.8	52,716	18,874	35.8
【参考】群馬県全体	317,132	111,553	35.2	307,417	126,143	41.0
特定保健指導	1,753	285	16.3	2,171	400	18.4
【参考】群馬県全体	13,056	2,360	18.1	15,505	2,948	19.0

報告事項④ 人間ドックの受診者の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため人間ドック受診者に対して検診料の一部を助成しています。

●受診者の状況（募集期間：5月上旬～12月下旬）

ドック 種別	R2年度 (人)	R3年度 (人)	R4年度 (人)	R5年度 6月末申請者 (人)	助成金額（検診総額）
日帰り	3,327	3,873	4,116	2,369	21,000円（37,400円）
1泊	117	123	94	59	30,000円（66,000円）
脳	71	91	104	63	27,000円（55,000円）
合 計	3,515	4,087	4,314	2,491	

※受診期間：5月中旬から翌年2月まで

報告事項⑤ 保養施設利用助成実績について

心身のリフレッシュを通じて健康増進を図るため、国保被保険者が保養施設に宿泊する場合、1人1泊につき2,000円を補助します。

●利用実績

（単位：人）

保養施設	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 6月末現在
ゆうすげ元湯 など4施設	842	755	1,058	129

報告事項⑥ 国民健康保険制度改正について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立、同19日に公布されたことに伴い、以下の制度が創設されます。

(1) 出産時における国民健康保険税負担の軽減（令和6年1月施行）

○改正の概要

国民健康保険加入世帯に出産予定の被保険者がいる場合、産前産後期間相当分の国民健康保険税の均等割と所得割を免除する制度が創設されます。

なお、本免除の適用に際しての所得制限はありません。

○制度創設の背景

厚生年金・社会保険や国民年金には、既に出産に係る免除制度があることを踏まえ、国民健康保険でも同様に配慮を求める附帯決議が国会で採択されたことにより創設されるものであり、少子化傾向が続く中、子育て世代のさらなる負担軽減や次世代育成支援を図ろうとするものです。

○制度の内容

・免除となる期間

単胎の場合：出産予定月の前月から4か月間の所得割と均等割を免除。

多胎の場合：出産予定月の3か月前から6か月間の所得割と均等割を免除。

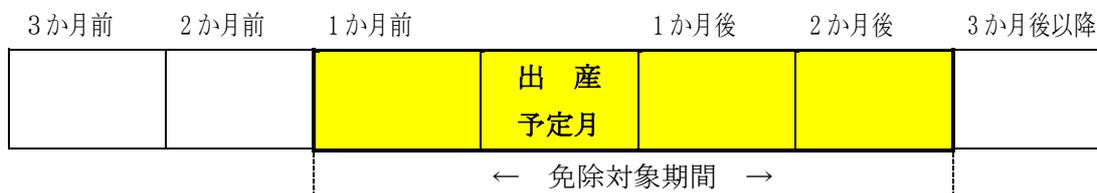
・免除相当額の財源措置

全額公費負担されるため、国保事業への財政影響はありません。

(負担割合 = 国1/2、県1/4、市1/4)

○出産時における保険税負担の軽減イメージ

【単胎】



【多胎】

